

## 第5期 福岡市障がい福祉計画（素案）

「第5期福岡市障がい福祉計画」の策定にあたり、市民の皆様のご意見を募集します。

### 【意見募集期間】

平成29年11月6日（月）～12月8日（金）必着

### 【意見募集方法】

郵送，FAX，電子メール，窓口への持参でお願いします

- ・お電話での募集は行っておりません。（代筆可）
- ・様式は問いませんが、意見とその理由及び氏名（法人名，団体名）住所（所在地）をご記入ください。
- ・お寄せいただいたご意見等は、とりまとめのうえ、本市の考え方を付して後日原則として公表しますが、ご意見をいただいた方の住所（所在地），氏名（法人名，団体名）については公表しません。

※参考に最終面にFAX送信票のひな形を掲載しています

### 【意見送付及び問い合わせ先】

宛 先：福岡市 保健福祉局 障がい者在宅支援課

住 所：〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1

TEL：092-711-4248

FAX：092-711-4818

e-mail zaitakushien.PHWB@city.fukuoka.lg.jp

平成29年11月

福岡市 保健福祉局 障がい者部

# 目 次

<b>第1</b>	<b>計画の概要</b> .....	<b>P 1</b>
1	計画策定の趣旨	
2	計画の位置付け	
3	計画の対象者	
4	計画の期間	
5	計画期間中の見直しについて	
<b>第2</b>	<b>障がい保健福祉施策をめぐる現状</b> .....	<b>P 3</b>
1	障がい者の現状	
2	障がい保健福祉施策関連事業費の現状	
<b>第3</b>	<b>障がい福祉サービス等の数値目標及び見込量</b> .....	<b>P 9</b>
1	本項目の内容と目的	
2	障がい福祉サービス等に関する数値目標	
3	障がい福祉サービスに関する各サービスの見込量	
4	地域生活支援事業に関する各事業の見込量	
<b>第4</b>	<b>計画の推進体制</b> .....	<b>P 3 6</b>
1	計画の進行管理	
2	国・県への要望	
3	障がい者等地域生活支援協議会との連携	
<b>第5</b>	<b>資料編</b> .....	<b>P 3 8</b>
1	福岡市障がい福祉計画の策定体制	
2	計画策定の経緯	
3	福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会委員一覧	
4	福岡市保健福祉審議会諮問及び答申	
5	市民意見募集	

# 第1 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

「第5期福岡市障がい福祉計画」（以下、「本計画」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、また、平成30年度から施行される障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、障害児福祉計画の策定が義務付けられたこと等を踏まえ、障害者総合支援法第88条及び改正児童福祉法第33条の20に基づき、国の定める基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号：平成29年3月31日改正）（以下、「基本指針」という。）に即し、地域において必要な「障がい福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」及び「障がい児通所支援等」の各種サービスが計画的に提供されるよう、平成32年度における障がい福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

## 2 計画の位置づけ

### （1）本計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体の計画として策定するものです。

### （2）他の計画との関係

本計画は、国及び福岡県の計画との整合性を図りながら、福岡市基本計画に即した「福岡市保健福祉総合計画」及び、その障がい者福祉分野計画である「福岡市障がい者計画（障害者基本法に基づく市町村障害者計画）」、子ども施策を総合的・計画的に推進するための「第4次福岡市子ども総合計画」等との整合性を考慮し、策定するものです。

「福岡市保健福祉総合計画」は、「障がいのある人とない人が等しく地域の中で自立し、社会の一員として共に生きる社会」の実現を目指すことを目標に掲げ、施策の基本計画としての性格を有していますが、本計画は、その目標の実現に向けた実施計画としての性格を有しています。

### 3 計画の対象者

この計画の対象となる「障がい者」とは、障害者総合支援法に規定された、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいいます。また「障がい児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいいます。

### 4 計画の期間

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は3年ごとの計画策定が基本指針により定められています。このため、本計画の計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間としています。

### 5 計画期間中の見直しについて

わが国は、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」を批准し、条約の締約国となりました。この条約の批准までには、障害者基本法の改正、障害者自立支援法改正による障害者総合支援法の制定、障害者差別解消法の制定など、国内法令の整備が行われてきましたが、これからも障害者権利条約の完全実施に向けて、新たな制度改革や取り組みが一層進められていく予定です。このような動向も踏まえ、必要に応じて計画期間中においても本計画の見直しを行うものとします。

## 第2 障がい保健福祉施策をめぐる現状

### 1 障がい者の現状

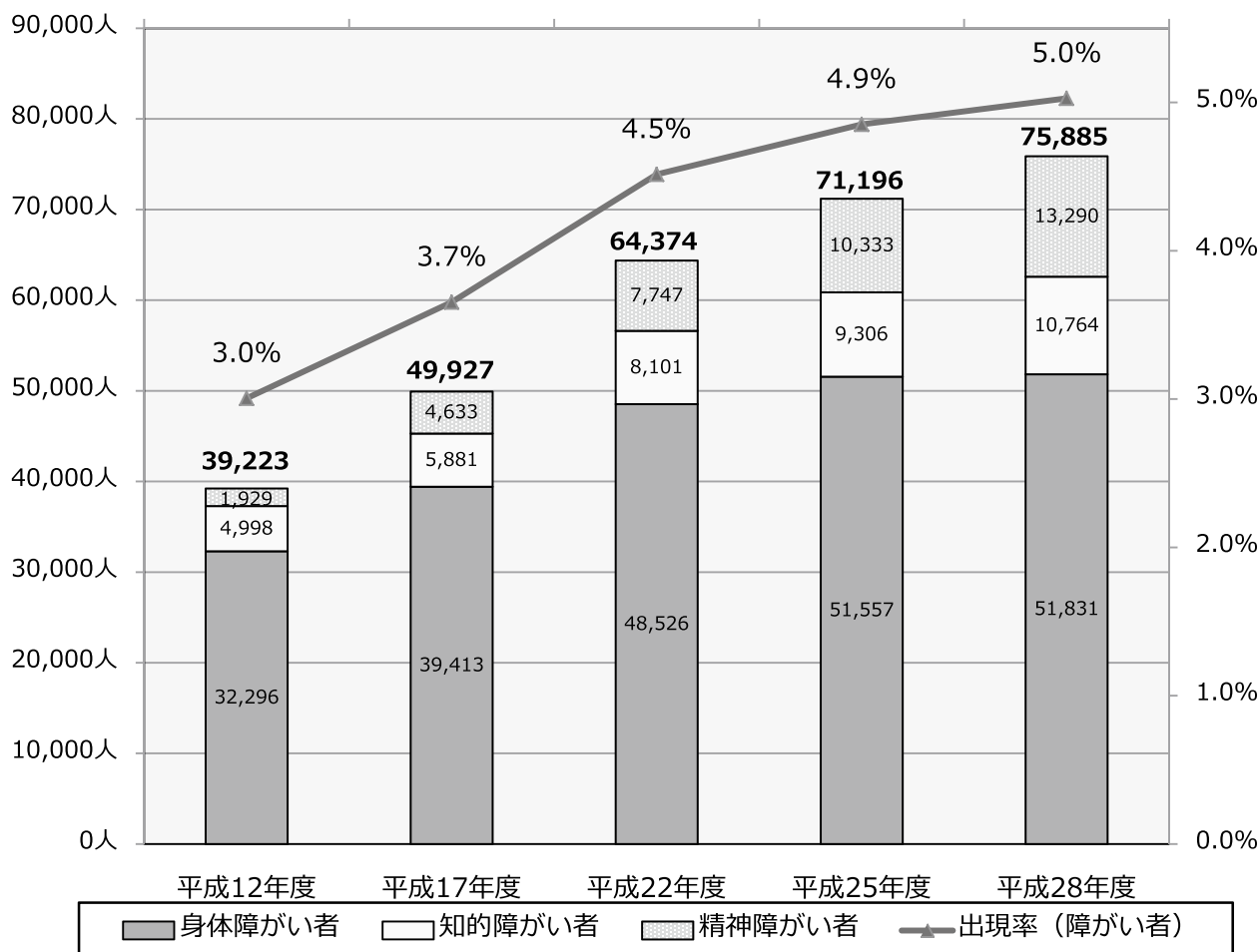
#### 障がい児・者の手帳所持者数の推移

福岡市の障がい児・者の手帳所持者数（身体障害者手帳，療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者数，重複含む）は，平成28年6月30日現在（精神障害者保健福祉手帳所持者数は3月31日現在）で75,855人，人口に対する出現率は5.0%であり，市民の約20人に1人が身体，知的または精神障がいがあるという状況です。

また，人口に占める身体・知的・精神障がい者の割合はいずれも増加傾向にあり，特に精神障がい者の割合は，高い伸び率を示しています。（平成25年度からの伸び率：28.6%）

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は13,290人であり，平成12～28年度までの16年間で，6.9倍となっています。

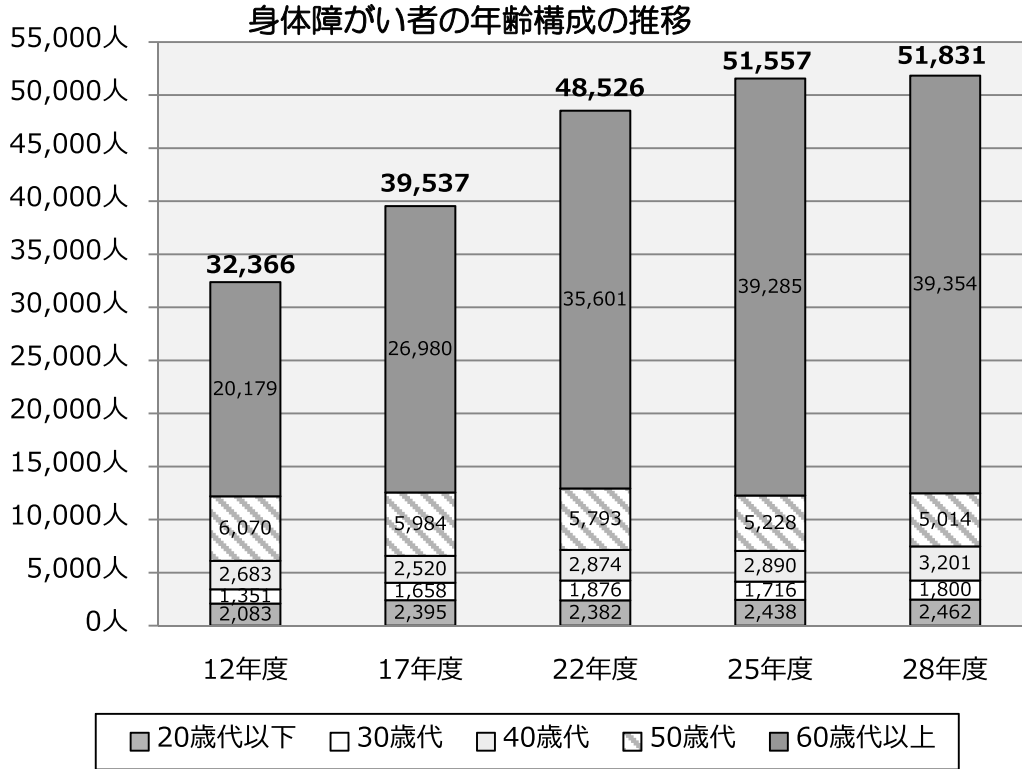
障がい児・者数及び人口に占める割合の推移



（注）平成17年度調査までの統計は手帳未所持者を含んでいたため，未所持者を除外して再集計を行っている。

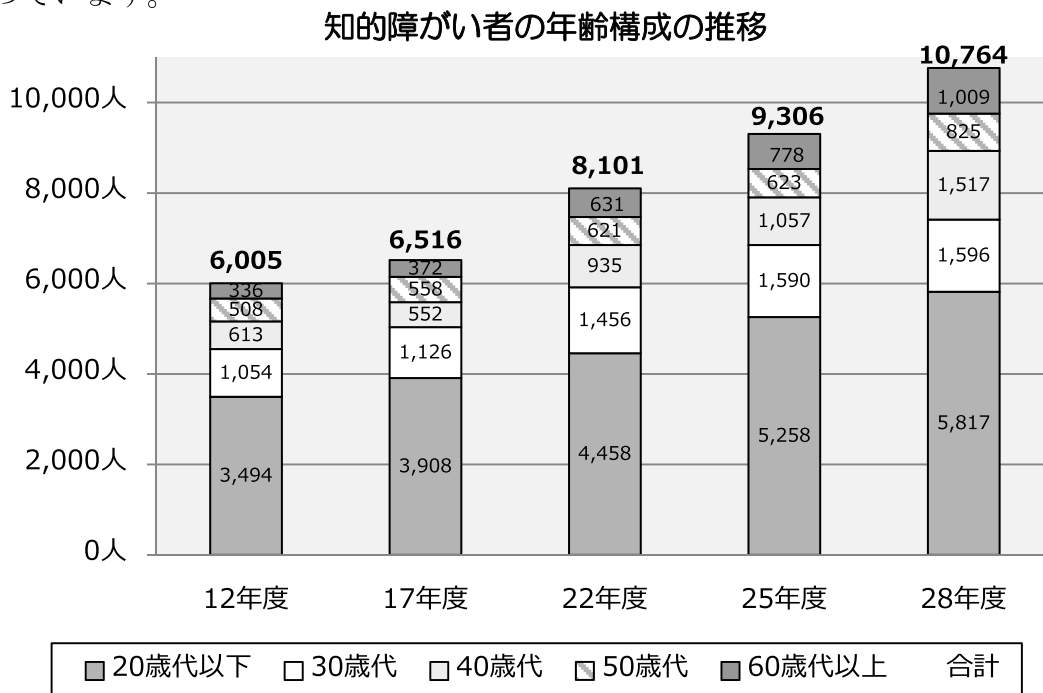
## (2) 各手帳所持者の年齢構成別の推移

平成28年6月30日現在の身体障がい児・者数（身体障害者手帳所持者数）は51,831人で、20歳代以下2,462人（身体障がい児・者全体の4.8%）に対して、60歳代以上は39,354人（同75.9%）となっており、60歳代以上の割合がほとんどを占めています。



（注）年齢別人数については、平成17年度調査までの統計は手帳未所持者を含む。

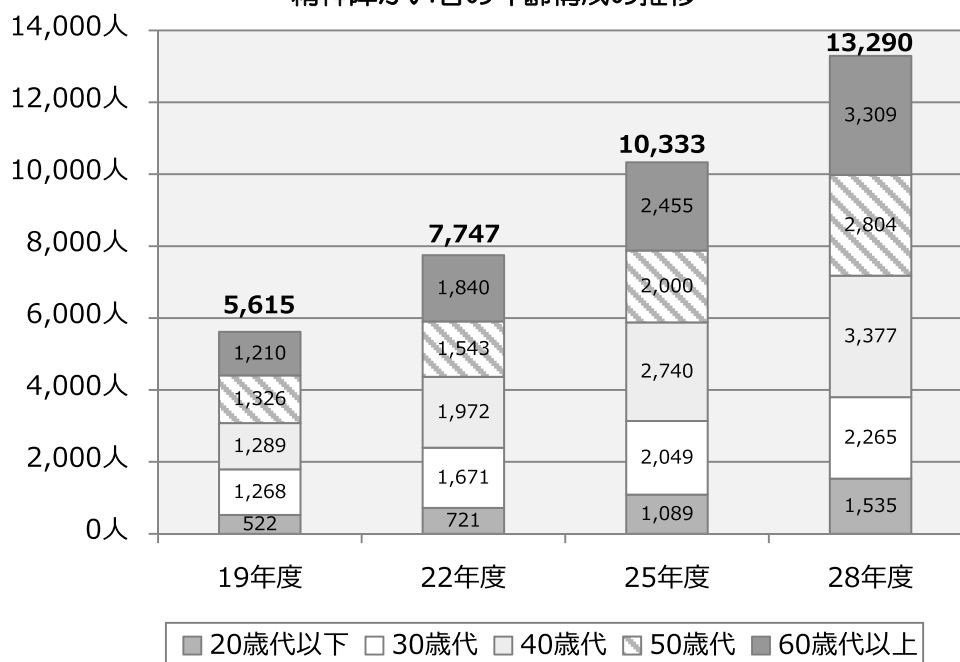
一方、知的障がい児・者数（療育手帳所持者数）は10,764人で、このうち、20歳以下が5,817人（知的障がい児・者全体の約54%）であり、身体障がい児・者に比べて20歳代以下の占める割合が高くなっています。



（注）年齢別人数については、平成17年度調査までの統計は手帳未所持者を含む。

また、精神障がい児・者数（精神障害者保健福祉手帳所持者数）は13,290人で、30歳代以上はほぼ同じ割合ですが、20歳代以下は他の年代の半分程度になっています。

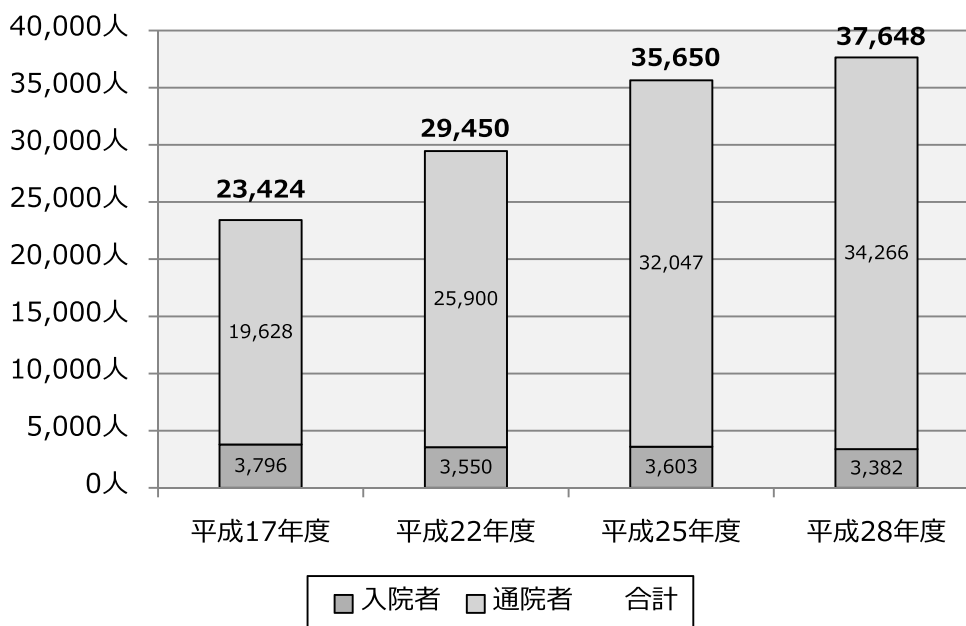
精神障がい者の年齢構成の推移



### (3) 精神障がい者数（入院者，通院者）の推移

総数は37,648人で、内訳は入院者3,382人、通院者34,266人でした。診断名別の精神障がい者数をみると、「気分（感情）障害」が11,792人と全体の31.3%を占めて最も多く、次いで「神経症」が8,761人（23.3%）、「統合失調症」が7,903人（21.0%）と続いています。

過去の調査における精神障がい者数の推移をみると、平成17年から平成28年度までの間で、入院者数はわずかに減少していますが、通院者数は1.7倍に増加しています。

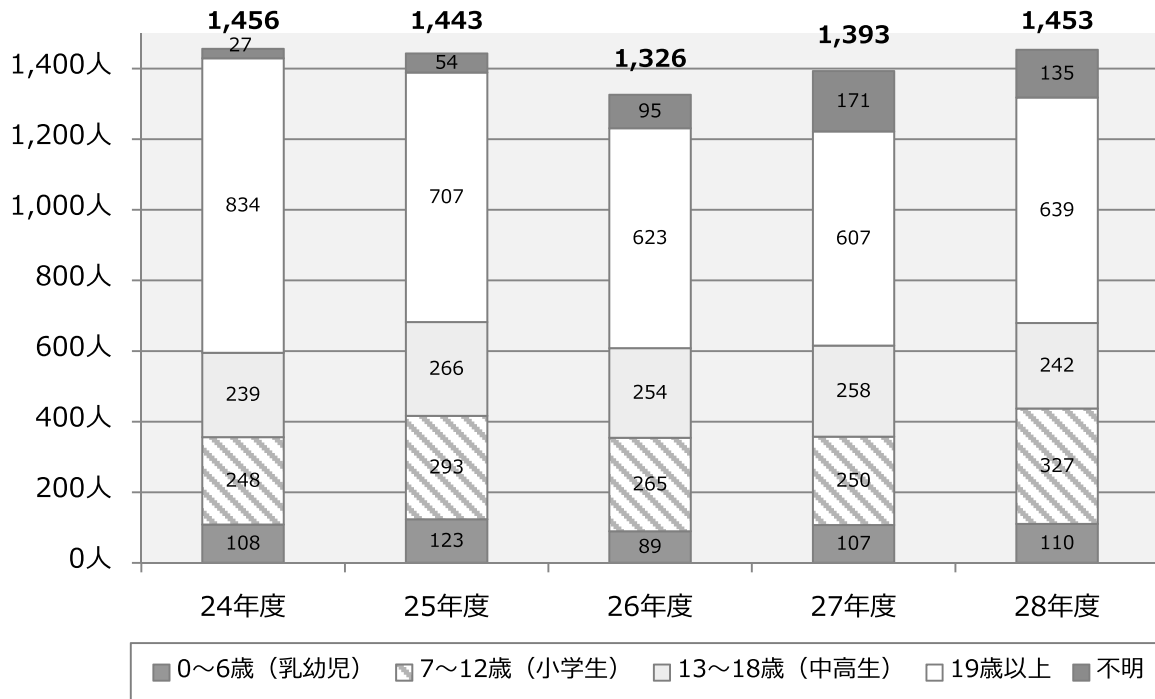


(注) 平成17年度調査は一次調査で現住所を特定していないため、二次調査の回答結果をもとに現住所が福岡市にある精神障がい者数を推計している。

#### (4) 発達障がい状況

発達障がいについては、身体・知的障がいのような手帳制度がないため、全国的に見ても、正確な人数が把握できない状況ですが、福岡市発達障がい者支援センター（ゆうゆうセンター）の年齢別相談者数の推移をみるとほぼ横ばいとなっています。

ゆうゆうセンターの年齢別相談者数の推移

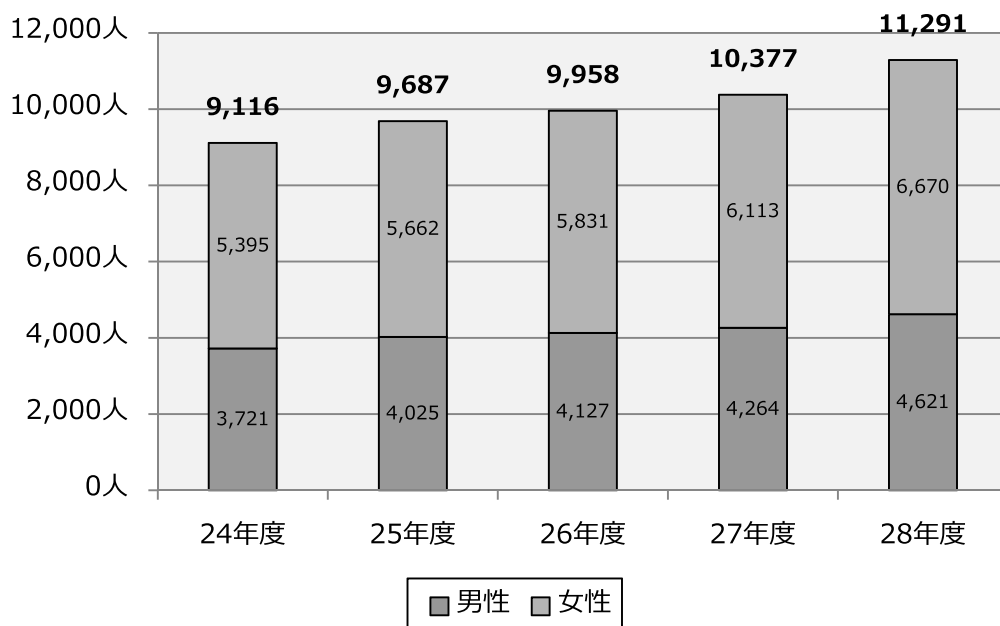


#### (5) 難病の状況

難病について、特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の年次推移をみると、平成24年度から平成28年度までの5年間で約1.2倍に増加しています。

性別にみると平成24年度から平成28年度までのいずれの年においても、男性が約4割、女性が約6割となっています。

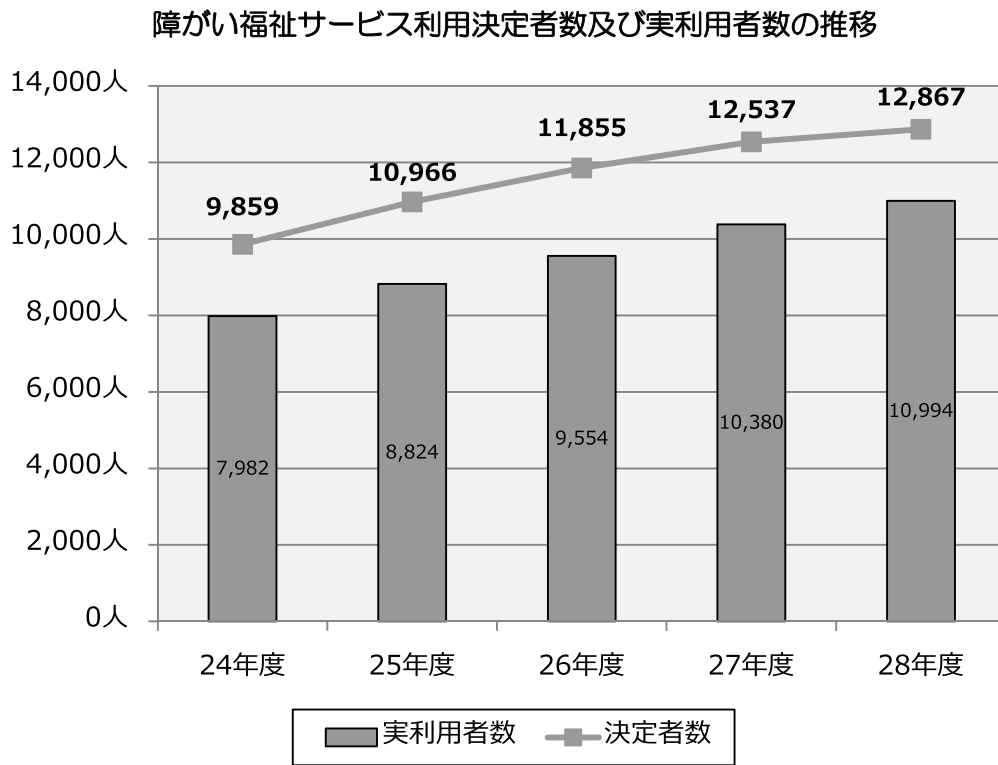
特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の推移





## (6) 障がい福祉サービス利用決定者数・実利用者数の推移

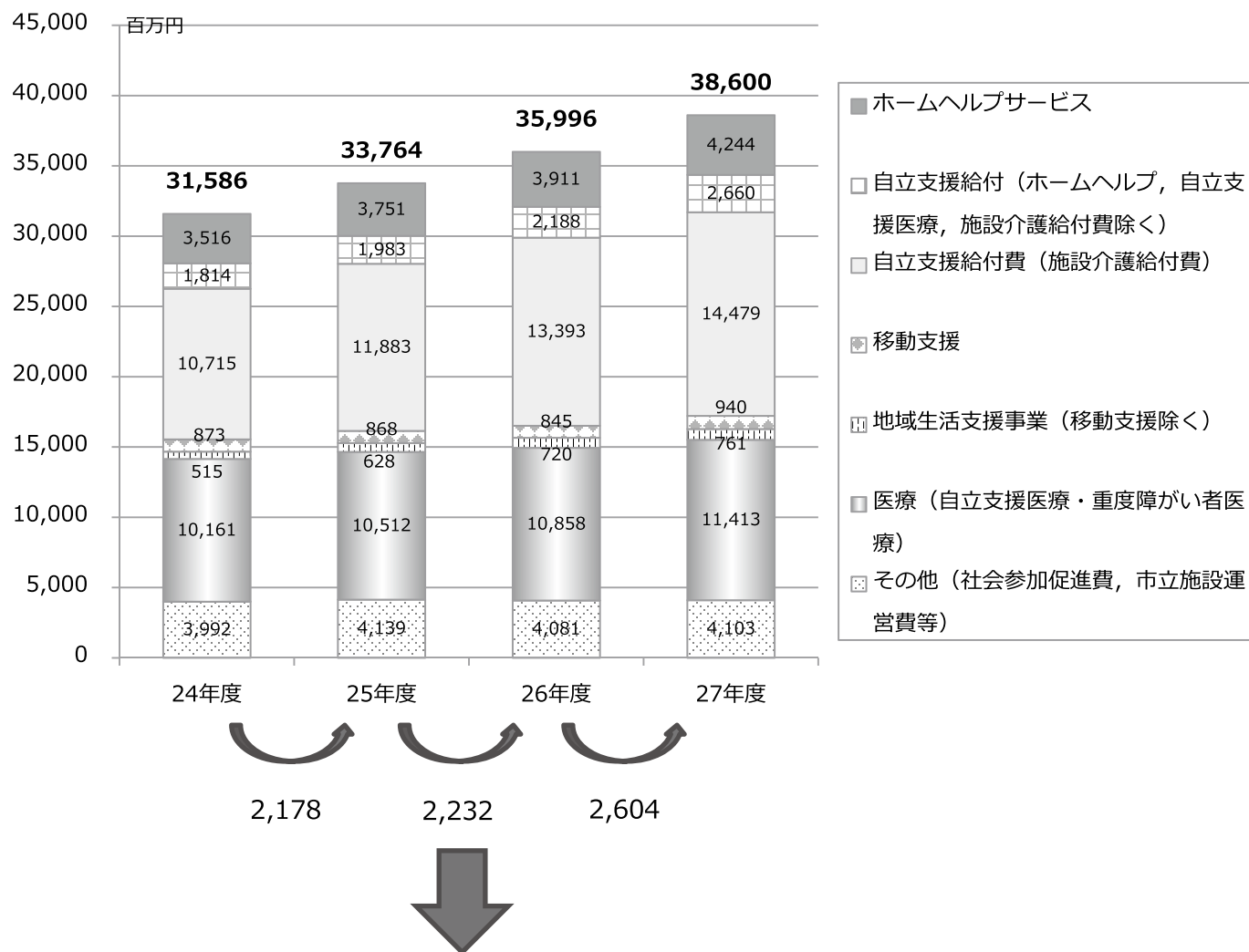
障がい福祉サービス利用決定者数及び実利用者数の推移を見ると、いずれも増加傾向にあり、5年間で約1.3倍となっています。



## 2 障がい保健福祉施策関連事業費の現状

福岡市の障がい保健福祉施策関連事業費は、障がい者数の増加に伴いサービスの利用が毎年増加しており、平成24年度と平成27年度の事業費を比較すると約70億円増加しています。

その主な原因としては、事業所数の増加に伴う日中活動系の施設サービス利用者数の増加やホームヘルプサービス利用者数の増加、障がい者医療費助成対象者数が挙げられます。



事業費の伸びの内訳

単位：百万円

	24年度	24→25年度	25→26年度	26→27年度
ホームヘルプサービス	3,516	235	160	333
自立支援給付 (在宅) (ホームヘルプサービス, 自立支援医療, 施設介護給付費除く)	1,814	169	205	472
自立支援給付 (施設介護給付費)	10,715	1,168	1,510	1,086
移動支援	873	-5	-23	95
地域生活支援事業 (移動支援除く)	515	113	92	41
医療 (自立支援医療・重度障がい者医療)	10,161	351	346	555
その他 (社会参加促進費, 市立施設運営費等)	3,992	147	-58	22
合計	31,586	2,178	2,232	2,604

# 第3 障がい福祉サービス等の数値目標及び見込量

## 1 本項目の内容と目的

本項目では、国が定める基本指針に即して、平成32年度の数値目標を設定します。また、数値目標及びこれまでの実績等を踏まえ、平成30年度から平成32年度までの3か年における障がい福祉サービス等の見込み量を定めて福岡市におけるサービス提供体制の計画的な整備を図ろうとするものです。

## 2 障がい福祉サービス等に関する数値目標

障害者総合支援法の基本理念である

①「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され」

②「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現」

するため、「地域生活への移行」、「就労の支援」及び「障がい児への支援」について、国が定める「基本指針」に基づき、「施設入所者の地域生活への移行」、「福祉施設から一般就労への移行等」、「障がい児支援の提供体制の整備等」等に関する平成32年度末における数値目標を定めます。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

①平成28年度末時点の施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

平成32年度末の目標値	91人
-------------	-----

目標値策定に当たっての考え方	平成30年度から平成32年度までの間、平成28年度末時点の福岡市の施設入所者(1,299人)の7パーセント以上である91人を地域に移行する者として設定。
国指針(目標値策定に当たっての指針)	平成32年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成28年度末時点の施設入所者数の9パーセント以上が地域生活へ移行することとする。

### 第1期から第4期計画の実績

実績	第1期(平成20年度末)	第2期(平成23年度末)	第3期(平成26年度末)	第4期(平成29年度末)
目標値(A)	127人	127人	410人	155人
実績(B)	115人	227人	319人	64人※
達成率(B/A)	90.6%	178.7%	77.8%	41.3%※

※第4期の実績値は平成28年度末

②平成28年度末時点と比較した施設入所者の減少数

平成32年度末の目標値	数値目標は設定しない
-------------	------------

目標値策定に当たっての考え方	施設入所者については、地域生活移行等による入所者数の削減が見込まれる一方で、新たな入所者数の増もあり、これまでの実績等も踏まえ、数値目標は設定しない。
国指針 (目標値策定に当たっての指針)	平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者から2パーセント以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

第1期から第4期計画の実績

実績	第1期(平成20年度末)	第2期(平成23年度末)	第3期(平成26年度末)	第4期(平成29年度末)
目標値(A)	63人	63人	136人	52人
実績(B)	77人	86人	67人	-11人※
達成率(B/A)	122.2%	136.5%	49.3%	-21.2%※

※第4期の実績値は平成28年度末

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

①市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 【新規】

平成32年度末の目標値	設置する
目標値策定に当たっての考え方	下記国指針を踏まえ設定。
国指針 (目標値策定に当たっての指針)	平成32年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

②精神病床における1年以上長期入院患者数

平成32年度末の目標値	下記の考え方に基づく
目標値策定に当たっての考え方	下記国指針に基づき(今後示される福岡県障害福祉計画に基づき)実施。
国指針 (目標値策定に当たっての指針)	精神病床における1年以上長期患者数を〇〇人とする。 (目標値については国の示す推算式により設定となっている。今後示される福岡県障害福祉計画に基づき設定予定。)

③精神病床における早期退院率

平成32年度末の目標値	下記の考え方に基づく
目標値策定に当たっての考え方	下記国指針に基づき(今後示される福岡県障害福祉計画に基づき)実施。
国指針 (目標値策定に当たっての指針)	第5期市町村障害福祉計画において入院中の精神障がい者の退院に関する平成32年度における目標値を以下のように設定。 ①入院後3か月時点の退院率を69%以上とする。 ②入院後6か月時点の退院率を84%以上とする。 ③入院後1年時点の退院率を90%以上とする。

第1期から第2期計画の実績

参考1)第1期・2期計画の目標値  
●受け入れ条件が整えば、退院可能な精神障がい者の減少286人(平成23年度末までに退院を目指す数)

実績	第1期	第2期
目標値(A)	286人	286人
退院者実績(B)	104人	147人
達成率(B/A)	36.4%	51.4%

※退院者実績(B)は、それぞれ第1期:平成20年11月、第2期:平成23年11月現在の福岡県調査による。

### 第3期計画の実績

参考2)第3期計画の目標値(平成26年度6月現在)

- 1年未満入院者の平均退院率 78.5%・・・A1
- 65歳以上かつ5年以上入院者の退院者数 60人・・・A2

参考3)国の指針(平成25年2月4日厚生労働省告示第16号)

- 1年未満入院者の平均退院率について、平成26年度の平均退院率を平成20年6月30日の調査時点から7%相当分増加とする。
- 65歳以上かつ5年以上入院していた者に関する退院者数を直近の数から2割増加を目標値とする。

実績	第3期
平均退院率実績(B1)※	73.3%
達成率(B1/A1)	93.4%
65歳以上で5年以上入院患者の退院実績(B2)※	13人
達成率(B2/A2)	21.7%

※実績(B1)及び(B2)は、平成26年6月30日の精神保健福祉資料(630調査)による。

### 第4期計画の実績

参考4)第4期計画の目標値(平成29年度6月現在)

- ①入院後3か月時点の退院率を64%以上・・・A1
- ②入院後1年時点の退院率を91%以上・・・A2
- ③平成29年6月時点の長期在院者数を平成24年の同時点の長期在院者数から18%以上削減(1820人)・・・A3

実績	第4期
入院後3か月時点の退院率(B1)	56.2%
達成率(B1/A1)	87.8%
入院後1年時点の退院率(B2)	90.3%
達成率(B2/A2)	99.2%
在院期間1年以上の長期在院者数(B3)	2,112人
達成率(B3/A3)	82.2%

※実績(B1)及び(B2)は、平成28年度6月30日の精神保健福祉資料(630調査)による。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

平成32年度末の目標値	7つ
-------------	----

目標値策定に当たっての考え方	下記国指針およびこれまでの実績を踏まえ設定。
国指針 (目標値策定に当たっての指針)	地域生活支援拠点等について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

第4期の実績

実績	第4期(平成29年度末)
目標値(A)	1つ
実績(B)	0つ ※
達成率(B/A)	0.0% ※

※第4期の実績値は平成28年度末

(4)福祉施設から一般就労への移行

①就労移行支援事業所等を通じて、平成32年度中に一般就労する者の数

平成32年度末の目標値	365人
-------------	------

目標値策定に当たっての考え方	下記国指針を踏まえ、平成28年度の一般就労への移行実績(243人)の1.5倍以上である365人を就労移行支援事業所等を通じて一般就労する者の数として設定。
国指針 (目標値策定に当たっての指針)	就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上とすることを基本とする。

第1期から第4期計画の実績

実績	第1期(平成20年度末)	第2期(平成23年度末)	第3期(平成26年度末)	第4期(平成29年度末)
目標値(A)	40人	40人	55人	276人
実績(B)	42人	62人	206人	243人 ※
達成率(B/A)	105.0%	155.0%	374.5%	88.0% ※

※第4期の実績値は平成28年度末

## ②就労支援事業の利用者数等

### ア 就労移行支援事業の利用者数

平成32年度末の目標値	816人
-------------	------

目標値策定に当たっての考え方	下記国指針を踏まえ、平成28年度末における利用者数(680人)の2割増加の816人を就労移行支援事業の利用者数として設定。
国指針 (目標値策定に当たっての指針)	平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指す。

### 第1期から第4期計画の実績

実績	第1期(平成20年度末)	第2期(平成23年度末)	第3期(平成26年度末)	第4期(平成29年度末)
目標値(A)	320人	320人	320人	780人
実績(B)	125人	300人	606人	680人※
達成率(B/A)	39.1%	93.8%	189.4%	87.2%※

※第4期の実績値は平成28年度末

### イ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

平成32年度末の目標値	50.0%
-------------	-------

目標値策定に当たっての考え方	下記国指針どおりとする。
国指針 (目標値策定に当たっての指針)	就労支援移行事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を、平成32年度末までに全体の5割以上とすることを目指す。

### 第4期の実績

実績	第4期(平成29年度末)
目標値(A)	50.0%
実績(B)	39.3%※
達成率(B/A)	78.6%※

※第4期の実績値は平成28年度末



ウ 就労定着支援による支援を開始した時点から1年後の職場定着率 【新規】

平成32年度末の目標値	80.0%
-------------	-------

目標値策定に 当たっての考え方	下記国指針どおりとする。
国指針 (目標値策定に 当たっての指針)	就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。

(5)障がい児支援の提供体制の整備等 【新規】

①重層的な地域支援体制の構築

ア 児童発達支援センターの設置

平成32年度末の目標値	12か所
-------------	------

目標値策定に当たっての考え方	下記国指針及び過去の整備実績を踏まえ設定。
国指針 (目標値策定に当たっての指針)	平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

【参考】

平成28年度末実績値	11か所
------------	------

イ 保育所等訪問支援を実施できる事業所数

平成32年度末の目標値	12か所
-------------	------

目標値策定に当たっての考え方	下記国指針及び過去の整備実績を踏まえ設定。
国指針 (目標値策定に当たっての指針)	平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

【参考】

平成28年度末実績値	12か所
------------	------

②重症心身障がい児等への支援体制確保

ア 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数

平成32年度末の目標値	2か所
-------------	-----

目標値策定に当たっての考え方	下記国指針及び過去の整備実績を踏まえ設定。
国指針 (目標値策定に当たっての指針)	平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

【参考】

平成28年度末実績値	2か所
------------	-----

イ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数

平成32年度末の目標値	6か所
-------------	-----

目標値策定に当たっての考え方	下記国指針及び過去の整備実績を踏まえ設定。
国指針 (目標値策定に当たっての指針)	平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

【参考】

平成28年度末実績値	5か所
------------	-----

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

平成32年度末の目標値	設置する
-------------	------

目標値策定に当たっての考え方	下記国指針を踏まえ設定。
国指針 (目標値策定に当たっての指針)	平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。